

## 2 生徒指導危機管理マニュアル（いじめ防止基本方針）

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

そのために、以下のことを本校の基本姿勢として「いじめのない学校」づくりに努める。

- ・いじめ問題対策チームを常設し、『いじめを見逃さない、許さない学校』づくりを推進する。
- ・外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、『風通しのよい学校』づくりを推進する。
- ・いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶ環境を整える。
- ・全教職員が、児童一人一人を大切にす意識や態度で児童と接する。
- ・いじめが解決しても継続して必要な指導を行う。
- ・きめ細やかな実態把握に努め、児童理解の会だけでなく、日常的に情報を全教職員で共有する。

### 3. いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

#### （1）本校のいじめ問題対策チームの構成員（いじめ防止対策推進法第22条より）

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・保健主事 ・教育相談担当 ・心の相談員 ・養護教諭
- ・いじめ対応アドバイザー ・必要に応じて保護者代表としてのPTA会長や外部機関

#### （2）対策チームの役割

- ・いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

### 4. いじめの未然防止

#### （1）わかる授業づくり

- ・学校研究を中心に、研究の重点を『確かな力』の育成と『学び合う』授業づくりとした。お互いに意見を認め合い尊重するような雰囲気作りを行い、わかる授業づくりに努める。
- ・学習指導に際し、生徒指導の4機能を活かした授業を心掛ける。
- ・教職員が木場小スタンダードをもとに、組織的に授業作りを行い、授業改善を図る。

#### （2）道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。
- ・本校の道徳教育の重点指導内容の「親切、思いやり」「よりよい学校生活、集団生活の充実」をもとに各学年の重点目標を定め、児童自身の生活をふり返らせる道徳の授業を行い、道徳的实践力を養う。
- ・人権週間に合わせて、人権感覚を磨く取組を行う。

#### （3）規範意識の育成

- ・『社会で許されない行為は、学校においても許されない』という毅然とした態度で指導する。
- ・生徒指導の4機能を活用することを重点として、授業だけでなく、児童会縦割り活動や、異学年交流の充実、児童の自発的な活動を核にした児童会活動の充実等に取り組む。

## 5. いじめの早期発見

### (1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・児童理解の会を定期的に行い、学級の様子や児童の実態などについて、教職員で共通理解を図る。
- ・保健室や相談室での児童の様子について情報を収集する。

### (2) 定期的な実態調査の実施

- ・いじめアンケートを定期的に行い、その結果を踏まえて、担任との個人面談の時間を取り、児童の悩みや交友関係を早期に把握する。
- ・いじめ問題対策チームの会を定期的に行い、子ども達の実態について情報収集し、早期対応に努める。

### (3) 教育相談体制の充実

- ・アンケートや面談の結果をもとに、教育相談を実施する。
- ・児童及びその保護、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。
- ・教育相談員や養護教諭等から定期的な情報収集を図る。
- ・いじめ対応アドバイザーによる指導・助言を受け、いじめ問題への対応力向上を図る。

## 6. いじめに対する措置

### (1) いじめに対する組織的対応

- ・いじめに関する情報を把握した場合には、いじめ問題対策チームで協議し、対策を講じる。
- ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに概要を小松市教育委員会に報告する。
- ・いじめ問題発生時、個別案件対応班における対応に関する指導・助言を受ける。
- ・いじめ防止などの取組についてPDCAサイクルで検証をする。

### (2) いじめられている子どもや保護者への対応

- ・いじめの訴えだけでなく、どんな小さな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
- ・いじめられている子どもを必ず守るという姿勢、及び安全・安心を確保する。
- ・いじめに対して、一人で悩まず保護者や友人・教職員などの誰かに相談することを日頃から十分に指導する。
- ・いじめられている子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめについて学校が把握している事実や内容を隠さずに伝える。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・家庭との連絡を密にし、必ず子どもを守るという姿勢を示し、子どものどんな小さな変化についても気にかかけ、何かあったら学校に相談できるようにする。

### (3) いじめている子どもや保護者への対応

- ・いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・自らの行為がいじめにあたることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも充分話し合うように要請する。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて、関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・家庭と連携して、いじめの早期解決を図る。
- ・いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・「はやし立てる」「見て見ぬふりをする」などの行為は、いじめに加担している行為だということを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・学校や地域の実態及び児童の発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に行う。
- ・グループチャット機能を使用した仲間外しなどは、被害児童及び加害児童双方から十分に聞き取りを行い、事実関係を明らかにし、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、授業参観後の講演会などを通して、保護者にも理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・「ネットいじめ」の対応を迅速かつ適切にするために、保護者や関係機関と連携する。
- ・児童の生命や身体または、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに関係機関や所轄警察署に報告し、適切な援助を求める。

#### (6) いじめの緊急対応

##### 定義

いじめ防止対策推進法第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」

第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」

- ・重大事態が発生したことを教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 連携図

